

## 中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画の見直しについて

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月の台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生しました。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識<sup>※</sup>社会の再構築に向けた取り組みが必要となってきています。

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に公布、同年 6 月に施行されました。

中播磨（市川流域圏）地域では、総合治水の更なる推進を図るため、推進計画について、「①水防法の改正を踏まえた見直し」を行うとともに、総合治水条例施行から 5 年の節目かつ本計画期間の概ね中間年に当たることから、各取組の進捗状況とその効果等を踏まえた「②時点更新による見直し」を行う。

※水防災意識とは、水害を我が事として捉え、これに自ら対処しようとする意識のことである。

### 総合治水推進計画の主な見直し箇所と内容

項目	頁	内容【①水防法の改正を踏まえた見直し ②時点更新による見直し】
はじめに	—	① ・改訂の趣旨の追加
1. 計画地域の概要	P1～42	② ・統計資料の更新に伴う見直し ⇒土地利用、計画地域内人口、気温、降水量 ・平成 23 年以降の浸水被害状況の追加、河川整備・下水道整備の進捗状況を反映
2. 総合治水の基本的な目標	P43～44	—
3. 総合治水の推進に関する基本的な方針	P45～50	② ・夢前川河川整備計画が策定されたことに伴う見直し
4. 河川下水道対策		
4-1. 河川の整備及び維持	P51～59	② ・河川事業進捗に伴う図表等の見直し ・中上流部における緊急的な取り組みとして、越知川を追加
4-2. 下水道の整備及び維持	P60	② ・今後の取組の見直し ⇒貯留施設の整備、雨水ポンプ場の整備 等（姫路市）、ポンプ場の増設（高砂市）
5. 流域対策		
5-1. 調整池の設置及び保全	P61～64	—
5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能	P65～85	② ・これまでの取組の見直し ⇒平成 28 年度に溝口駅前広場と松原ノ荘公園に雨水地下貯留施設の設置（姫路市） ・今後の取組の見直し ⇒雨水地下貯留施設を設置予定（姫路市） 等
5-3. 貯水施設の雨水貯留容量の確保	P86～88	② ・これまでの取組の見直し ⇒雨水貯留機能を高めるため池整備指針による改修ため池の整備（姫路市）等
5-4. ポンプ施設との調整	P89～91	—
5-5. 遊水機能の維持	P92	—
5-6. 森林の整備及び保全	P93～95	—
5-7. (参考)山地防災・土砂災害対策	P96	—
6. 減災対策		
6-1. 浸水が想定される区域の指定	P97～100	① ・ <u>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図</u> に関連する取組を記載 ⇒（県）水位周知河川等（県管理河川全体）の想定し得る最大規模の降雨での浸水想定区域図を順次作成し、周知する。 ⇒（県）想定最大規模の降雨における浸水想定区域図についても、CG ハザードマップに追加し、充実を図る。 ⇒（市町）想定し得る最大規模の降雨での浸水想定区域図を対象としたハザードマップを順次実施を検討するとともに、ハザードマップのさらなる周知に努める。 ⇒（県・市町）想定し得る最大規模の洪水を対象とした浸水区域も踏まえた地先での実績浸水深や避難所の案内表示等についても今後検討していく。
6-2. 県民情報の把握	P101	—
6-3. 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	P101～115	① ・ <u>ホットライン</u> に関連する取組を記載 ⇒（県・市町）県と沿川市町とのホットラインを構築済みであり、毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用し、連絡体制を確認する。（ホットラインの説明の追加） ・ <u>水害対応タイムライン</u> に関連する取組を記載 ⇒（県・市町）避難勧告発令型のタイムラインを策定しており、毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用し、タイムラインの検証にと努める。（タイムラインの説明の追加） ② ・今後の取組の見直し ⇒新たな情報伝達手段の検討（朝来市） 出前講座等による住民周知及び水防意識の高揚（姫路市） ・アンダーパス設置箇所の追加 ⇒市道置塩 134 号線（姫路市）
6-4. 浸水による被害の軽減に関する学習	P116～120	① ・ <u>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図</u> に関連する取組を記載 ⇒（市町）想定し得る最大規模の降雨を対象とした、手作りハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の取組について実施を検討する。 （姫路市）出前講座や訓練等での活用を検討する ・今後の取組の見直し ⇒防災教育等に活用できる総合治水を題材とした映像ソフトを制作し、提供（県） ② ・今後の取組の修正・追記 ⇒ひょうご防災リーダー講座への積極的な参加を呼びかける。（市川町） 等
6-5. 浸水による被害の軽減のための体制の整備	P121～125	① ・ <u>広域避難体制の構築</u> に関連する取組を記載 ⇒（県・市町）大規模な氾濫に対して、より広域的・効率的に水防活動が実施できるよう、関係者の協力内容等について検討を行う。 ⇒（県）先行事例を市町に周知するなど、技術的な支援を実施する。 ⇒（市町）想定し得る最大規模のハザードマップ等の水害リスク情報等を踏まえた広域的な避難場所および避難経路について検討する ・ <u>要配慮者利用施設</u> に関連する取組を記載 ⇒（市町）要配慮者利用施設における避難確保訓練および避難訓練の実施を検討する。 ・今後の取組の見直し ⇒名簿の更新の実施と地域の要援護者の避難誘導等の支援体制の確立（市川町） 等
6-6. 訓練の実施	P126	② ・これまでの取組の見直し ⇒2 年に 1 度、水防訓練を実施（市川町） 等
6-7. 建物等の耐水機能	P127	① ・ <u>建物の耐水化</u> に関連する取組を修正 ⇒（県・市町）地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所・ポンプ施設等に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。（避難所・ポンプ施設等を追加）
6-8. 浸水による被害からの早期の生活の再建	P128	② ・フェニックス共済加入状況の修正
7. 環境の保全と創造への配慮	P129～130	② ・ワンド・たまりの説明文追加
8. 総合治水を推進するに当たって必要な事項	P131～132	② ・モデル地区として、八家川地区（姫路市）を追加
9. モデル地区での取組	P133～144	② ・八家川地区（姫路市）における取組内容を追加
改訂履歴	P145	② ・改訂履歴を追加
参考資料	参-1 ～ 参-27	② ・中播磨地域総合治水推進計画施策一覧 を修正 ・JR 橋梁工区における洪水に対する河川改修効果の試算 を追加